

最近の政策提言一覧（平成19年4月～同20年3月）

| 番号 | 政策提言の内容 (提言先の省庁) | 提言を受けた省庁の対応 (平成20年3月31日現在) | 消費者政策担当課長会議 の開催※ |
|----|--|---|--|
| 1 | <p>「電動3・4輪車の安全性について」</p> <p>1. 商品テストの概要 「電動3・4輪車」は、足腰などの身体能力が低下した高齢者などが、自分で操縦して利用する電動車いすである。道路交通法施行規則で定める基準に該当する電動3・4輪車の利用者は歩行者として扱うこととされており、運転免許は必要ない。 警察庁の調査によると、電動3・4輪車が関係した交通事故や他の交通とのトラブルは増加傾向にあり、また、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には、電動3・4輪車に関すると思われる事例が過去5年間に約40件寄せられている。 そこで、高齢者が操作を誤ることなく安全に利用できるかどうかを調べるとともに、手動ブレーキや緊急停止機構の有無と作動性に問題がないか等の点もテストし、電動3・4輪車の安全性や使用時の注意点を消費者に情報提供することとした。 (平成19年4月5日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成19年4月) 電動車いすとして販売されているが、最高速度や車体の大きさが道路交通法の基準を超えているものがあつたので、改善指導をすること。 (提言先:警察庁交通局交通企画課)</p> | <p>○警察庁</p> <p>① 平成19年4月に、基準を超えていた電動車いすのメーカーを当庁に招致し、原因を聴取するとともに、既販売品の改修と再発防止を指導した。</p> <p>② 大きさや速度の基準の解釈をより明確にするため、平成19年6月27日付けで大きさ及び速度の基準の解釈について通達を發出し、型式認定時の試験方法についても明確にした。</p> <p>③ 平成19年6月に、電動車いすメーカーで構成される電動車いす安全普及協会の総会において、商品テストの結果を紹介し、②について周知徹底を図るとともに、同種事案の再発防止を指導した。</p> | <p>無 (複数省庁に跨がる案件ではないため)</p> |
| 2 | <p>「スチーム式吸入器によるやけどにかかわる情報について」</p> <p>1. 商品テストの概要 家庭用吸入器は、風邪の時や空気が乾燥している時、花粉などのアレルギーでのど・鼻に諸症状が起こったりした時などに、家庭でスチームを吸入するために使用される商品である。主なものとして、スチーム式吸入器、超音波式吸入器などがある。 国民生活センター危害情報システムには、吸入器使用中にやけどを負う事故事例が寄せられていた他、スチームの温度に関する相談も寄せられていた。そこで、吸入器の使用の仕方などによってやけどをすることがないのかテストし、消費者へ情報提供することとした。 (平成19年5月9日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成19年5月) やけどなどの製品事故を未然防止するため、安全性等に関する規格・基準作りの検討をすること (宛先:経済産業省 産業技術環境局 基準認証ユニット 環境生活標準化推進室 厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 医療機器審査管理室)</p> | <p>○経済産業省 社団法人日本ホームヘルス機器協会において、家庭用吸入器の使用上の注意及び構造等に関する自主基準を策定しているところと承知。今後、必要に応じてこれらの基準のJIS化のための検討を行う。</p> <p>○厚生労働省 社団法人日本ホームヘルス機器協会に対し、やけど等の事故の防止対策の検討を指導を行った。現在、同協会において、本体のスチーム温度、注意表示事項についての自主基準案の最終調整を行っているところであり、引き続き、同協会の対応等について適切に指導していく。</p> | <p>有 (平成19年6月29日開催の消費者政策担当課長会議において、提言先の省庁(経済産業省、厚生労働省)から対応状況について報告を受け、情報共有を図った。)</p> |
| 3 | <p>「耐熱性の低いガラス製ティーポットの破損にかかわる情報について」</p> <p>1. 商品テストの概要 熱湯で抽出する麦茶や緑茶、紅茶などを入れるときに使用するガラス製の食器、いわゆるガラス製ティーポットについて、洗浄中に本体が割れて怪我をしたという原因究明テストの依頼があつた。一方、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には、「紅茶ポット」に関する相談が2002年度以降で27件あり、そのうち、お湯を注いだ際や洗浄中などにガラスが割れた事例が7件見られた。また、これらの購入価格を見ると数百円程度の安価なものが多かつた。 そこで、100～300円程度の安価なガラス製ティーポットについて、ガラスの組成を調べるとともに耐熱性や表示などに問題がないか、また、実際に手洗いをしたときにガラスが破損することがないかどうか調べ、消費者に情報提供することとした。 (平成19年6月6日公表)</p> | <p>○経済産業省 該当商品を販売する事業者を確認を行ったところ、既に回収済とのことであり、改善指導の必要はなかつた。</p> | <p>無 (複数省庁に跨がる案件ではないため)</p> |

| | | | |
|---|---|--|--|
| | <p>2. 提言内容(平成 19年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱湯を入れるガラス製器具は、急激な温度変化に強い耐熱ガラスを使用するよう業界に対して指導を望む。 ・「耐熱ガラス、耐熱温度差 120℃」と表示されているが、そのような組成や性能でないものがあったので、表示及び製品の改善指導を望む。 <p>(宛先:経済産業省 商務情報政策局 製品安全課)</p> | | |
| 4 | <p>「スイッチ付きテーブルタップの発煙にかかわる情報について」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>電気ヒーターを使用中に「(MY)ワイエム企画」と表示されたスイッチ付きの 4 ロテーブルタップの差込口から発煙したというテスト依頼が寄せられた。調査した結果、スイッチ部分に熱によると思われる変形や変色が見られた。また、事故同型品で事故時と同様に電気ヒーターを使用したところ、スイッチ部分が高温になり、変形を生じることが分かった。このような状態で使用を続けると大きな事故になるおそれがあるため情報提供することとした。</p> <p>(平成 19年 6月 6日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成 19年5月)</p> <p>有限会社ワイエム企画は、今回のテーブルタップについて事業届出を出しておらず、電気用品安全法に抵触していると思われる。その他、事故状況を再現するテストを実施した結果、スイッチ付近の温度が約 100℃まで上昇し、熱によるパネルの変形が確認されたことから適切な指導を要望する。</p> <p>(宛先:経済産業省 商務情報政策局 製品安全課)</p> | <p>○経済産業省</p> <p>違反について情報提供を受け、平成 19年 5月に立入検査を実施。違反が確認されたことから、現在事故原因の分析等を行っている。</p> | <p>無</p> <p>(複数省庁に跨がる案件ではないため)</p> |
| 5 | <p>「酸化染料を含むヘナ白髪染めにかかわる情報について」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>ヘアカラーリング剤は白髪染めに広く用いられている。そのうち医薬部外品に該当する染毛剤は酸化染料等によって毛髪中の化学反応を伴うもので、色持ちはいいが皮膚へのかぶれなどを発症することがある。ヘナ配合の白髪染めをうたった商品のテスト結果(2006 年度)では、植物染料であるヘナ色素は淡赤から淡褐色の染料で、染毛性能が低くなかなか黒く染まりにくかった。その後「真黒に染まる」等の記載があるヘナの白髪染めの商品について、「かぶれを起こさないといい使用したが、湿疹、痒みが生じた。問題となる染料が使用されていないか調べてほしい。」との原因究明テスト依頼があった。依頼の内容から、本来医薬部外品にしか配合されずアレルギーの原因となる酸化染料が含まれていることが考えられたため、同様の商品も併せて調べ、消費者に注意喚起することとした。</p> <p>(平成 19年 6月 6日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成 19年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 頭髪を染める可能性があるとして受け取れる商品として流通しているヘナ製品の中に、p-フェニレンジアミン等の酸化染料を含むものがあり、薬事法に抵触する商品であると考えられるため、監視、指導の徹底を要望する ・ 「人毛かつら用」や「雑貨品」として販売されている商品にも、頭髪に使用すると受け取れる表示がみられたため、監視、指導の徹底を要望する <p>(宛先:厚生労働省 医薬食品局 監視指導・麻薬対策課)</p> | <p>○厚生労働省</p> <p>当該製品は、医薬部外品として承認を取得する必要があるものであることから、所管の都道府県に情報提供し、販売業者等への販売の中止及び回収等の指導を行った。また、各都道府県に対して同様の事例に対する監視指導を徹底するよう通知した。</p> | <p>無</p> <p>(複数省庁に跨がる案件ではないため)</p> |
| 6 | <p>「ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーについて」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>平成 19年に入り、新たに小児のこんにやく入りゼリーによる死亡事例報告が 2 件あり、すでに公表したところであるが、今回、その続報として、ミニカップタイプのこんにやく入りゼリー72 銘柄について、かたさ、弾力性、最大径、体積及び表示を調べるとともに、平成 8年～平成 10年にテストした当時の結果との違いをまとめ、平成 19年 6月現在までの事故事例や海外での規制の情報などとあわせて情報提供を行った。</p> <p>(平成 19年7月5日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成 19年7月)</p> <p>① ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーの安全性を検討の上、販売規制も含めた事故防止策の検討をすること。</p> | <p>○食品安全委員会</p> <p>平成 19年 7月、食品安全委員会のホームページに、「こんにやく入りゼリー」による窒息事故について」を掲載し、国民に向けて注意喚起のための情報提供を開始し、随時、新しい調査結果等の追加・更新を行っている。</p> <p>○厚生労働省</p> <p>① 平成 20年1月から3月にかけて、平成 19年度厚生労働科学特別研究補助金による特別研究「食品による窒</p> | <p>有</p> <p>(平成 19年 7月 30日開催の消費者政策担当課長会議において、提言先の省庁(食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省)から対応状況について報告を受け、情報共有を図った。)</p> |

| | | | |
|---|---|--|--|
| | <p>② 製造・販売・輸入業者に対し、事故防止のためにより一層の指導を行うこと。 (宛先:内閣府 食品安全委員会事務局 情報・緊急時対応課 厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 農林水産省 総合食料局 食品産業振興課 農林水産省 生産局 特産振興課)</p> | <p>息の現状把握と原因分析」を行ったところである。 (事故防止を図るため、平成 20 年 4 月 25 日付けで関係府省及び国民生活センターに、同年 5 月 8 日付けで各都道府県、関係団体等に研究結果を情報提供)</p> <p>② 平成 19 年 10 月に関連業界が作成した、こんにやく入りゼリーの誤飲等に関する警告表示について、厚生労働省の社会福祉施設等の所管部局から、自治体の関係部局に対して情報提供を行うとともに、当該施設等における食事の提供に当たって、当該内容を踏まえ事故を防止する等の対応を依頼した。</p> <p>○農林水産省</p> <p>平成 19 年 7 月、「こんにやく入りゼリーによる窒息事故の防止に向けた対策の徹底について」(19 総合第 654 号、総合食料局長・生産局長連名通知)を全日本菓子協会、全国菓子工業組合連合会、全国こんにやく協同組合連合会等に発出し、注意表示の徹底・改善、物性や形状等の改善等について早急に取り組むことを指導した。</p> <p>さらに、こんにやく入りゼリーの製造・販売等の実態および注意表示等の現状を把握するとともに、指導の結果として改善が見られるかどうかを検証するため、物性の測定を行い、結果を広く情報提供をした(平成 19 年 8 月)。</p> | |
| 7 | <p>「通信販売の補聴器等の安全性や補聴効果について」</p> <p>1. 商品テストの概要 インターネットやカタログ等の通信販売で販売されている補聴器及び集音器等について、安全性や補聴効果に関するテスト、モニターによる装用テスト、表示の調査等を行い、個人に合わせたフィッティングがなされることなく販売される補聴器等の問題点について情報提供を行った。 併せて、補聴器販売店に対するアンケート調査を実施し、補聴器販売サービスの実態と問題点を調べた。 (平成 19 年 9 月 6 日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成 19 年 9 月)</p> <p>①補聴器は、使用者の難聴の状態に合わせて使用する必要のある管理医療機器である。良好なフィッティングサービスが受けられるよう、一定水準以上の技術者の育成の強化、また、販売管理者についての研修へフィッティングに関する事項を盛り込む等、業界指導すること。 ②補聴器について安全上の観点からの出力最大音の設定及び最低限の補聴効果等、規格基準を設定すること。 ③薬事法に基づく表示について指導を徹底すること。 (宛先:厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 医療機器審査管理室 厚生労働省 医薬食品局 監視指導・麻薬対策課) ④集音器等についても安全性に関する基準を設け、また、難聴者が使用することのないよう指導を徹底すること。 (宛先:経済産業省 商務情報政策局 医療・福祉機器産業室 経済産業省 製造産業局 日用品室 経済産業省 商務流通グループ 製品安全課)</p> | <p>○厚生労働省</p> <p>① 補聴器に係る研修実施機関に対し、フィッティングサービスに対応できる技能者の育成の推進、補聴器を購入する際に技能者によるフィッティングサービスを受けられるような環境整備、出荷時の出力最大音や適正な補聴効果に関する基準設定の検討について業界あて指導するとともに、薬事法に基づく管理者の基礎講習及び継続研修の講習内容にフィッティングに関する情報を盛り込むよう依頼した(平成 19 年 10 月 29 日付薬食機発第 1029001 号)。</p> <p>② 当該製品の製造販売業者に対し、所管の都道府県を通じて立入検査を行ったところ、報告書の指摘どおり表示義務違反(薬事法第 63 条違反)が確認されたため、当該製品の自主回収を行わせる等、是正の指導を行った。また、今後同様の事例の再発を防止するため、医療機器の製造販売業者を所管する各都道府県に対し監視指導を徹底するよう通知(平成 19 年 10 月 29 日薬食監麻発第 1029001 号)を行った。</p> | <p>有</p> <p>(平成 19 年 10 月 31 日開催の消費者政策担当課長会議において、提言先の省庁(厚生労働省、経済産業省)から対応状況について報告を受け、情報共有を図った。)</p> |

| | | | |
|----|---|---|------------------------------------|
| | | <p>○経済産業省</p> <p>集音器等を製造（輸入）・販売している事業者5社及び社団法人日本通信販売協会に対し、「集音器等における安全性の確保及び難聴者が補聴器と誤認しないことへの配慮について」とした文書にて、「1. 製品の安全性の確保」及び「2. 補聴器と誤認することの防止」について配慮及び周知の要請を行った。</p> | |
| 8 | <p>「石油ファンヒーターによる室内空気汚染について」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>暖房機器としてよく使われている石油ファンヒーター(強制通気形開放式石油ストーブ)は、灯油の燃焼により発生した熱とともに窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)等も排出している。PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には、2002年度から2007年8月末日までに「石油ファンヒーター運転中、異臭と目にしみるような刺激を感じる。」「臭いが強く、のどがいたい。」「臭いがひどく頭や鼻まで痛くなる。」「目がチカチカして痛い。」といった石油ファンヒーターに関連した危害情報が243件寄せられている。</p> <p>そこで、このような症状とも関連性があると考えられる窒素酸化物や揮発性有機化合物等による室内空気汚染が石油ファンヒーター使用時にどの程度あるのか、また換気をすることによる改善効果などについて調べ、消費者に情報提供することとした。</p> <p>(平成19年10月5日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成19年10月)</p> <p>石油ファンヒーターから発生する窒素酸化物と揮発性有機化合物を低減化させるための機器の改善を指導すること。</p> <p>(宛先:経済産業省 商務流通グループ 製品安全課)</p> | <p>○経済産業省</p> <p>独立行政法人製品評価技術基盤機構に報告されている石油機器の同種事故に関して調査するとともに、今後の事故発生状況を注視する。</p> | <p>無</p> <p>(複数省庁に跨がる案件ではないため)</p> |
| 9 | <p>「折りたたみ自転車の安全性について」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>折りたたみ自転車は、車輪の径は一般的なシティ車より小さく、ハンドル、フレーム、ペダルに折りたたみ機構が採用されている場合が多い。前回テストした当時(2002年5月公表)はレジャー用品という特殊な位置づけであり、一般的な自転車と運転感覚が異なることなどが分かったが、現在では一般的なシティ車と同様に通勤・通学など日常的な使われ方も増えているようである。PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には事故事例が5年間で54件寄せられており「走行中、突然左ペダルが折れて転倒し手のひらを骨折」や「走行中、突然ハンドルの固定金具が外れ転倒し足を骨折」といった重篤なものもあった。そこで、消費者アンケートで使用実態や問題点を明らかにするとともに、日常的に使用する上で強度やブレーキなどに問題はないかを調べ、消費者に情報提供することとした。</p> <p>(平成19年10月5日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成19年10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クイックリリースのレバーの構造や解除する力について一定の規定を設けること。 ・ペダルの強度について規定を拡充すること。 ・前ブレーキが利きすぎることに対して一定の規定を設けること。 <p>(宛先:経済産業省 製造産業局 車両課、経済産業省 商務流通グループ 製品安全課)</p> | <p>○経済産業省</p> <p>クイックリリースに関する規定については、趣旨に沿った文言をJIS D9301(一般用自転車)改正原案に追加するよう原案作成団体[(財)自転車産業振興協会]に働きかけた。そして、平成20年2月6日開催の工業標準調査会第26回消費生活技術専門委員会における審議を経て、平成20年4月20日にJIS改正公示がなされた。</p> <p>ペダルの強度については、平成19年度に改正原案審議中の案件であったので、原案作成団体に働きかけ、規定の追加を図った。(作業部会での最終審議を経て、平成20年度中ごろには改正原案を提出できる見込みである。)</p> <p>前ブレーキが利きすぎるとの提言については、業界内部、識者においても意見が異なる案件であり、原案作成団体に働きかけ、作業部会を設置の上、早急に検討していくこととした。</p> | <p>無</p> <p>(複数省庁に跨がる案件ではないため)</p> |
| 10 | <p>「折りたたみ式オムツ交換台からの転落に関する情報について」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> | <p>○経済産業省</p> <p>メーカー3社に対して、事故情報の収集(メーカー</p> | <p>無</p> <p>(複数省庁に跨がる案件ではないため)</p> |

| | | | |
|----|--|---|-----------------------------------|
| | <p>国民生活センター危害情報システムに、デパートやショッピングセンター、公共施設等に設置されている折りたたみ式オムツ交換台から乳幼児が転落してけがをしたとの情報が寄せられた。また危害情報収集協力病院からオムツ交換台、あるいはオムツ交換用ベッドからと判断できる転落事故情報が2007年9月26日現在18件寄せられている。</p> <p>このため、オムツ交換台の危険性に関し、保護者への注意喚起をするとともに、メーカー、施設にはより安全性に配慮した設計・設置を行うことなど、業界への要望を行った。</p> <p>(平成19年10月5日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成19年10月)</p> <p>① 乳幼児を対象とした製品は注意書きや警告表示のみで対応するのではなく、事故を起こさせない構造と設置状態を実現するよう業界指導すること。また、保護者が安全性や利便性に過度な期待を抱かないような製品の構造・設置を工夫するよう業界指導すること。</p> <p>② オムツ交換台について安全上の観点からの製品および設置状況について規格・基準を設定すること。</p> <p>③ 安全性を考慮した製品への交換、警告表示の掲示・貼付、保守点検、メンテナンスについて指導を徹底すること。</p> <p>(宛先:経済産業省商務情報政策局製品安全課)</p> | <p>全社へのヒアリング)と再発防止策(①新たな警告表示ステッカーの作成・同梱、②既製品へのステッカーの再貼付と点検、③前記②の取り組みについて商業施設を所管している流通政策課、駅、空港などを所管している国交省を通じ、これらの施設への協力依頼・点検及びステッカー貼り付け)の要請を行った。</p> <p>なお、事故があった製品は現在製造されていない過去の型式のものであり、現在製造されているものはベッドサイドへの柵の設置や壁方向に乳幼児の頭を向ける機構など、転落防止のための改善が施されている。</p> | |
| 11 | <p>「高カカオをうたったチョコレートについて」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>近年売り上げを伸ばしている、カカオ分が多いことをうたった「高カカオチョコレート」について、カカオ分70%以上の12銘柄を対象に、脂質の過剰摂取やカフェイン等生理作用のある成分の問題等と併せて衛生面について調べたところ、脂質やカフェイン等の量が普通のチョコレートに比べて多く、摂取量には注意を要する場合もあることが分かったので消費者に情報を提供した。また、すぐに健康被害を及ぼす量ではないが、カドミウムやアフラトキシンが極微量検出され、引き続き製品の適切な品質管理が必要であった。</p> <p>(平成20年2月6日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成20年2月)</p> <p>① 高カカオチョコレートから極微量のアフラトキシンが検出された。今後もチョコレートの品質管理等が適切に実施されるよう、業界を指導すること。</p> <p>② チョコレートのカドミウム含量は銘柄間で差が大きかった。食品安全委員会の評価が終了次第、チョコレートについても早期にカドミウム量の基準等の必要性を検討すること。</p> <p>(宛先:厚生労働省 医薬食品局 食品安全部)</p> | <p>○厚生労働省</p> <p>既に平成15年7月に「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しており、同委員会において審議中である。今後、食品安全委員会の評価結果を踏まえ、コーデックス委員会等の国際的な動向、我が国における食品由来のカドミウム暴露状況等を考慮した上で、食品中のカドミウムに係る必要なリスク管理措置について検討を行うこととしている。</p> | <p>無</p> <p>(複数省庁に跨る案件ではないため)</p> |
| 12 | <p>「電動リクライニングベッドの安全性について」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>平成19年12月、国民生活センターの消費者トラブルメール箱に、「4歳の息子が、電動リクライニングベッドのマットとヘッドガードの間に首を挟まれて窒息し死亡した。」との情報が寄せられ、国民生活センターでは事故の概要等について第一報を公表するとともに、事故原因を調査することとした。</p> <p>一方、インターネット通販等を調べると、事故品と同様にリクライニング機能を有しながら低価格の商品が他にも販売されていた。また、高価格の商品であるが、挟み込みに対する安全装置を有しているものも販売されていた。そこで、事故原因の調査とともに、これらの商品についてベッドやリモコンの構造的な安全性の違いや可動するマットに挟まれたときの力などを調べ、消費者へ情報提供することとした。</p> <p>(平成20年2月6日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成20年2月)</p> <p>事故の再発防止のため、業界に対し、不具合が生じにくいリモコンや、万が一リモコンに不具合が生じた場合でも重篤な事故が発生しないような、より安全な製品への改善を指導すること。</p> <p>(宛先:経済産業省 商務流通グループ 製品安全課)</p> | <p>○経済産業省</p> <p>事業者から重大製品事故の報告を受理し、国民生活センターと協力して事故原因究明し、その結果を受けて、再発防止策として事業者による自主リコール(無償修理)を指導し、事業者は2月より無償修理を実施している。</p> <p>全国ベッド工業会、医療・介護ベッド安全普及協議会に向けては、ベッドで発生している他の種類の事故における再発対策の検討・実施にあわせ、事故事例の検証、軽微な事故の収集体制の強化、使用者への注意喚起の実施などを要請し、業界は各取り組みを開始しているところ。</p> | <p>無</p> <p>(複数省庁に跨る案件ではないため)</p> |
| 13 | <p>「学童保育の実態と課題に関する調査研究について」</p> | <p>○厚生労働省</p> | <p>無</p> <p>(複数省庁に跨る案件ではないため)</p> |

| | | | |
|----|--|--|---|
| | <p>1. 調査・研究の概要</p> <p>学童保育(放課後児童クラブ)は、共働き・単親家庭等の小学生の放課後や夏休みなどの生活の場である。学童保育を利用する子どもの数は年々増加し約75万人となっているが、利用できない待機児童は14,029人いる(2007年5月1日厚生労働省調べ)。</p> <p>こうしたなか、学童保育中の事故や提供する学童保育サービスの質、料金をめぐる消費者相談が各地の消費生活センターに寄せられている。学童保育(放課後児童クラブ)について、消費者の視点から実態と課題を探り、消費者被害の未然防止に資するために①市区町村対象調査、②学童保育施設対象調査、③契約時の交付書面の3種類の調査を実施した。</p> <p>調査の結果、学童保育サービスの情報提供、契約時の交付書面、学童保育中のけがや事故、子どもの生活の場としての環境等にかかわる問題点が明らかになるとともに、自治体別、施設種類別にみた格差等が浮き彫りとなった。</p> <p>「学童保育の実態と課題に関する研究会」(座長 新保幸男 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授)を設置し、調査結果と利用契約の問題点等について検討を重ね、行政と施設に向けて放課後の子どもの生活の場が安心して利用できるために提言をまとめた。</p> <p>(平成20年2月21日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成20年2月)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設及び自治体は、消費者に情報提供を十分行うこと。 ② 契約書の作成と利用者への交付をすること。 ③ 安全対策の強化、事故時の体制の整備、事故予防に取り組むこと。 ④ 子どもの生活の場としての環境を整備すること(量・質の拡充、指導員の待遇改善)。 ⑤ 公的サービスとして地域間・施設間の格差を是正すること。 <p>(宛先:厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課)</p> | <p>提言された内容を含め放課後児童クラブの円滑な運営を図るため、従来より、クラブの運営に必要な経費の補助を行い、安定的な運営の支援に努めるとともに、放課後児童クラブガイドライン(平成19年10月19日雇児発第1019001号)を発出し、放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本事項を示し、設備又は運営の向上に努めるよう周知を図っている。</p> | <p>はないため)</p> |
| 14 | <p>「1万円以下の絹(シルク)100%表示のふとんについて」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>絹のふとんは、「冬あたたかく、夏涼しく、蒸れない」などをうたい、販売しているものも多く見受けられ、高価な素材と思われてきたが、最近では低価格のものも販売されている。</p> <p>昨年「中綿シルク100%の布団と表示された布団におけるシルク(絹)の繊維の混用率」に関して公正取引委員会より原因究明テスト依頼があった。調査の結果、混用率は100%を大きく下回るものであったため、「不当景品類及び不当表示防止法」の優良誤認等によって、排除命令がなされた。ふとんは「家庭用品品質表示法」(以下、「家表法」)の「繊維製品品質表示規程」において、混用率の許容範囲が定められているが、テスト依頼品はこれも満たしていなかった。</p> <p>上記の通り、絹の混用率がかなり低かったこと、また、テスト依頼品以外にも低価格で詰物(中綿)が絹100%表示のふとんが通信販売等で販売されていたことから、公正取引委員会から依頼のあった同じ銘柄を再度購入し、合計5銘柄の絹の割合についてテストし情報提供することとした。</p> <p>(平成20年3月6日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成20年3月)</p> <p>絹100%表示をしているにも関わらず、家表法の許容範囲を超えて絹の割合が少ないものがあり、同法に抵触すると考えられるものがあった。また、これは誤認される表示であると思われるため、改善するよう指導を要望する。</p> <p>(宛先:経済産業省 商務流通グループ 製品安全課 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 景品表示監視室)</p> | <p>○経済産業省</p> <p>事業者を確認を行い事実が確認されたため、家庭用品品質表示法により当省及び東京都から改善指導を行った。</p> <p>○公正取引委員会</p> <p>国民生活センターから提供された情報を、今後の景品表示法違反事件調査に活用する。</p> | <p>有</p> <p>(平成20年3月18日開催の消費者政策担当課長会議において、提言先の省庁(経済産業省、公正取引委員会)から対応状況について報告を受け、情報共有を図った。)</p> |

※ 提言先が複数省庁の場合、課長会議の議題の対象となる。